

ソフトウェア・メンテナンス研究会会則

1990年12月1日 制定
第1条改定 2008年11月26日 改定
第30条追加 2013年10月26日 改定
改定 2016年12月1日 改定
新編成に伴い 2023年10月1日 改定

第一章 総則

第1条 (名称)

本会はソフトウェア・メンテナンス研究会，英語名：Software Evolution Research Community (略称：SERC) と称する。

第2条 (性格)

本会は「ソフトウェア技術者協会(SEA)」の分科会とする。

第3条 (目的)

本会の目的は SEA の活動の他、次の通りとする。

- 1 ソフトウェア・メンテナンス及びソフトウェア進化に応用可能かつ有効な新しい技術 / 方法論 / 概念の研究を行う。
- 2 ソフトウェア・メンテナンス及びソフトウェア進化のかかえる技術上，管理上の問題分析や解決の方向に関する研究を行う。
- 3 研究の成果は，原則として一般に公開するものとして扱い，普及活動を通じてソフトウェア・メンテナンス及びソフトウェア進化の分野に関する技術的な水準の向上を狙う。

第4条 (活動)

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 講演会，セミナー，ワークショップ，シンポジウム，新事業年度キックオフ，フォーラム等の開催。
- 2 技術情報の収集及び適正な配布。
- 3 本会の成果に対する普及活動。
- 4 その他本会の目的達成のために必要な活動等。

第 5 条 (成果物)

本会における成果物は，報告書，論文等の外部に公開されるものと，本会内部でのみ利用される技術資料およびソフトウェアからなる。ただし，その取り扱いに関しては別途細則に定める。

第 6 条 (事務所)

本会は特段の事情がない限り事務所を東京都に置く。

第二章 会員

第 7 条 (会員の種別)

本会の会員は SEA の会員で構成される。

第 8 条 (入退会)

- 1 入会を希望する者は，書面にて意思表示を行い，運営委員会の承認を得る。
- 2 退会を希望する者は，退会の連絡を運営委員会に文書等で提示する。
- 3 SEA を退会した者は，本会も自動的に退会したものとする。

第 9 条 (年会費)

当会では年会費を請求しない。

第三章 役員等

第 10 条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- ・ 代表運営委員 1 名
- ・ 運営委員 10 名以内 (会計，事務局を含む)

ただし，特段の事情により，増員を可能とする。

第 11 条 (役員の選任)

運営委員 (代表運営委員，会計，事務局) は総会において会員のうちから選任する。

第 12 条 (役員の任期)

役員の任期は 1 事業年度とする。但し再任をさまたげない。

第 13 条 (役員の補選)

運営委員 (代表運営委員，会計，事務局) が欠けた時は，第 11 条 1 項及び 2 項に準じて選定する。

第 14 条 (役員の職務権限)

- 1 代表運営委員は本会を代表し、会務一切を統括する。
- 2 運営委員は代表運営委員を補佐し、代表運営委員が空席の場合その期間中その職務を代行する。
- 3 運営委員は本会の運営、企画に参画する。
- 4 会計は本会の口座を管理し、本会の出納を管理する。
- 5 事務局は代表運営委員の依頼を受けて庶務を担当する。

第四章 会議

第 15 条 (会議の種類)

会議は総会、運営委員会の 2 種とする。

第 16 条 (総会)

総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とし、正会員をもって構成する。

第 17 条 (総会の議決事項)

総会は次の事項を議決する。

- 1 会則の変更。
- 2 事業計画及び予算の承認。
- 3 事業報告及び収支決算の承認。
- 4 代表運営委員、運営委員 (会計、事務局を含む) の選出。
- 5 その他本会の運営上特に重要な事項の議決。

第 18 条 (総会の招集)

総会は代表運営委員が招集し会員に通知する。

第 19 条 (通常総会)

通常総会は事業年度の切り替わり時に開くものとする。

第 20 条 (臨時総会)

代表運営委員は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

- 1 運営委員会から、その理由を示して総会開催の要求があったとき。
- 2 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して総会開催の要求があったとき。

第 21 条 (運営委員会)

運営委員会は、代表運営委員及び運営委員をもって組織し、代表運営委員が随時召集し、通常会務の執行に必要な事項を処理する。

第 22 条 (議事)

- 1 代表運営委員は総会及び運営委員会の議長となる。
- 2 総会は正会員の 10 分の 1 以上，運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 総会及び運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

第 23 条 (議決権)

- 1 総会において正会員は各 1 個の議決権を有する。
- 2 総会の議決権は，委任状により議長に委任することができる。この場合には出席したものとみなす。
- 3 運営委員会において運営委員は各 1 個の議決権を有する。委任状により議長に委任することができる。この場合には出席したものとみなす。

第 24 条 (委員会)

本会は事業の執行上必要に応じて委員会を設けることができる。

第 25 条 (委員の委解嘱)

委員の委嘱及び解嘱は運営委員会の議を経て，代表運営委員がこれを行う。

第五章 会計

第 26 条 (経費の支弁)

本会の経費は非営利団体として活動していた時代の繰越金，寄付金およびその他の収入で支弁する。

第 27 条 (事業年度)

本会の事業年度は一年とし，原則毎年 12 月 1 日に始まり，翌年 11 月 30 日に終る。年次と称することができる。

第六章 専門部会

第 28 条 (作業部会)

第 3 条の目的を達成するため，作業部会を設けることができる。

第七章 会則の変更

第 29 条 (会則の変更)

この会則を変更しようとするときには，総会において出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 30 条 (細則の変更)

この細則を変更しようとするときには、運営委員会において決定する。

第八章 解散

第 31 条 (解散)

本会の解散は、運営委員会が発議をし、総会の 4 分の 3 以上の賛成を得て、実施することができる。

第 32 条 (財産処分)

財産処分の方法については、解散決議の総会で議論することとする。

第九章 雑則

第 33 条 (定めのない事項)

本会則に定めのない事項については、その都度運営委員会で決定する。
以上

ソフトウェア・メンテナンス研究会細則

1990年12月1日 制定

第1条改定 2008年11月26日 改定

第1条改定 2013年10月26日 改定

第2条改定 2013年10月26日 改定

改定 2016年12月1日 改定

改定 2023年10月1日 改定

(会費)

第1条

削除

(研究員)

第2条

削除

(報告書)

第3条 本会は、事業年度末に報告書を発行することがある。原本は事務局が保管・販売する。

第4条 過去の報告書は、電子媒体として販売する。

価格は運営委員会で決定する

(法人会員)

第5条

削除

(活動)

第6条 会則第4条1項に規定する本会の活動名の定義は次の通りとする。

講演会とは、講師を招聘し、講師の講演を聴講することを主目的とした会合である。

セミナーとは、講師を招聘し、講師主導で演習の実施を主目的とした会合である。

ワークショップとは、参加者が一時的に集まり、共同で研究成果を作成する会合である。

シンポジウムとは、基調講演、研究報告、参加者・発表者間の討論などを主目的に実施する会合である。

フォーラムとは、シンポジウムと同様の内容を短時間に凝縮した会合である。

(成果物の取扱)

第7条 本会の成果物の取り扱いは次の通りとする。

公開成果物とは、研究員、招聘講師の承諾を得て、研究報告文書、研究発表資料、講師説明資料など、無償有償によらず一般に公開するものをいう。公開成果物は運営委員会が保管する。

非公開成果物とは、研究員が行う途中成果物、収集資料、議事録、作業部会提示資料（最終報告書を除く）、公開非許諾の講師説明資料など、一般に公開できず、秘守すべきものをいう。非公開成果物は、成果物の作成者ないし運営委員会がそれぞれ保持する。
（経費の使途）

第8条 本会の経費は次の使途にのみ充てる。

予算案で定めた本会運営経費、研究活動補助、招聘講師謝礼、本会の活動計画で開催するシンポジウム、フォーラム等の会場賃借料及び資料作成費、およびその他運営委員会で承認された臨時費用

（他の役員、会員）

第9条 本会の臨時役員として、次の役員を置くことができる。

運営委員会で決定する役員、会員